

令和8年8月10日

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に係る要配慮個人情報等の漏えいについて

自立支援医療受給者証(精神通院)を送付した際、封入書類の誤りによる要配慮個人情報等の漏えいがありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

8月3日(月)に自立支援医療受給者証(精神通院)の交付対象者144名へ送付しましたが、うち1名(市民A)に本人のものではない市民Bの添書を誤って封入していたことが発覚しました。

当該添書には住所・氏名のほか、自立支援医療受給者証(精神通院)の記載があるため、要配慮個人情報に該当します。

2 経過

【8月5日(水)】

15時00分頃:市民Aから市民Bの添書が封入されている旨、当課に入電。

16時30分頃:職員が市民A宅を訪問し封入物を確認。市民Bの添書を回収。

18時00分頃:市民Bに連絡を取り、個人情報市民Aに漏洩したことの謝罪及び市民Aから添書を回収したことを説明し、了承を得る。

3 原因

・封入作業時に市民Bの添書がないため、改めて添書を作成したが、実際は、市民Aの封筒に入っていた。添書は人数分がないことは考えにくいため、改めて作成する前に他の受給者の封筒の中身を十分確認すべきであった。

・封入作業時及び封入作業後にも封筒の中身をそれぞれ別の職員がチェックして封入していたが、それでも封入誤りに気づけなかった。

4 再発防止策

・封入前の各工程(印刷時、紙折り時)において添書の枚数と受給者証の枚数の確認を徹底する。

・添書と、受給者証をセッティングし封入時にダブルチェックする。

担当:障がい福祉課 障がい給付係
課長 市川、係長 齋藤
電話 024-525-3796(直通)